

社保シリーズ

補綴物の除去と歯周治療用装置

5

社保研究部

今回は、昨年4月の診療報酬改定でルールが一部変更になった歯冠補綴物の除去と、除去後の処置に歯周治療用装置を用いる症例を通じて、算定の注意点を解説する。

症例解説

初診日に④⑤⑥⑦Brフテキのため除去している。除去に際して④⑤の連冠部を切断し32点を算定している。これは従来と変わらない。

変更点は、⑤⑥間と⑥⑦間の2カ所を切断しても⑥のポンティック1歯分の32点しか算定できないことである。逆に、③②①|12③Brで②①間と②③間の2カ所しか切断していても①|12のポンティック部の除去料は3歯分なので32点×3になる。

また、切断後の歯冠補綴物の除去で注意が必要なのは、⑩のようにFMCとメタルコアの除去を伴う場合である。メタルコアまたはファイバーポストの場合で、歯根長の3分の1以上であれば、54点が算定できる。FMCとメタルコアを異日に除去しても一連のものとして高い方の点数1つのみの算定になる。

さて、症例では除去後の処置で歯周治療用装置を装着している。歯周精密検査で重度の歯周病を認め、治療が長期にわたると判断した場合は製作できる。症例ではP₃の部位が、上下顎にそれぞれあるが、1口腔内に1カ所以上あれば、必要な部位に装着できる。

冠形態は1歯につき50点でポンティック部も算定できる。床形態は欠損歯数にかかわらず750点を算定する。

冠形態、床形態ともに印象採得、咬合採得、装着料、修理の点数は算定できないが、床形態の場合は人工歯、鉤、バーが別に算定できる。また、すでに装着されている旧義歯を用いて製作してもよい。ただし、義歯ではないので義管や歯リハ、床裏装など、管理や調整に関する費用は算定できない。

歯周治療用装置の装着後に補綴や義歯製作に移行する場合、冠形態であればTeC(前歯部に限る)やリテイナーが改めて算定できる。また、床形態の場合は、歯周治療用装置の装着から半年以内でも義歯新製ができる。

患者の都合などで治療中断した場合は、冠形態、床義歯形態ともに未来院請求ができる。

初診日にTFixを装着しているが、歯周治療用装置を装着した同一顎でも認められる。症例は線結紮法のため、除去料30点が算定できるが、エナメルボンドシステムの場合は算定できないので注意が必要になる(4/28)。

切断料32点は冠の連結部に限り認められる。

ポンティックの除去は歯数×32点のみ。切断料は認められない。

歯根長の3分の1以上のポストの除去は54点。

歯周治療用装置にかかる印象採得、咬合採得、装着料、装着材料料は算定できない。

同一顎であっても歯周治療用装置とTFixは併算定できる。

歯周治療用装置に付属する人工歯、クラスプ、バーなどは算定できる。

TFix除去は、線結紮法および連続冠固定法の場合は認められる。エナメルボンドシステムの場合は算定できない。

部位	傷病名	診療開始日
$\frac{21 12}{21 12}$	P ₃	29年3月14日
$\frac{7-3 3-57}{43 34}$	P ₂	29年3月14日
④⑤⑥⑦	Brフテキ	29年3月14日
7-5 5-7	MT	29年3月14日
〔年齢〕60歳女性		
〔主訴〕歯が動いて噛みにくい。		
〔所見〕全顎にわたり腫脹を認める。 $\frac{3+3}{3+3}$ は動揺、歯肉出血著明。		

月日	部位	療法・処置	点数
3/14		初診	234
		パノラマX-Ray パ電(所見略)	402
	④⑤⑥⑦	切断(④⑤間)	32
		除去(④⑤ FMCおよびレジンコア) (32×2)	64
		除去(⑥ ポンティック)	32
		除去(⑦ FMCおよびメタルコア:歯根長の1/3以上)	54
	$\frac{7-5-57}{4+4}$	P精検(検査結果・所見略)	400
		口腔内写真検査5枚(所見略) (10×5)	50
	$\frac{3+3}{4+4}$	SC (66+38×3)	180
		P基処(J)	10
		歯管文(文書添付) (100+10)	110
	④⑤⑥⑦	歯冠形成	/
	④⑤⑥⑦	歯周治療用装置(ブリッジ形態) (50×4)	200
	7-5 5-7	歯周治療用装置(床形態imp, BT)	/
	$\frac{3+3}{3+3}$	TFix(線結紮法) (230×2)	460
3/16		再診	45
	$\frac{7-5-57}{4+4}$	歯清	68
	7-4 457	SC (66+38×1)	104
	7-5 5-7	歯周治療用装置set(義歯)	750
		7-5 5-7人工歯(レジン歯)	27
		4 4二腕鉤(不銹鉤) (155×2)	310
		リンガルバー(不銹鉤)	293
3/28		再診	45
	$\frac{7-5-57}{4+4}$	P精検(検査結果・所見略) (400×50/100)	200
		口腔内写真検査5枚(所見略) (10×5)	50
	4+4	SRP (60×6+64×2)	488
3月分 3日分 4,608点			
4/4		再診	45
	3+3	SRP (60×6)	360
4/11		再診	45
	7-4	SRP (64×2+72×2)	272
4/18		再診	45
	④⑤⑦	SRP (64×2+72)	200
4/28		再診	45
	$\frac{3+3}{3+3}$	TFix除去 (30×2)	60
		P基処	10
	$\frac{7-5-57}{4+4}$	P精検(検査結果・所見略)	400
		口腔内写真検査5枚 (10×5)	50
		歯管文(文書添付) (100+10)	110
		3+3はFOp, 7-5 57および4 4は再SRP	/
	3+3	再SRP (60×6×50/100)	180
4月分 4日分 1,822点			